

場ヨリ(事務所)於テ以場料金ヲ返還セリ)

然レニ從業員等ハ吾々ハ罷業ヲ為ス意恩ナキニ拘ラズ觀客ヲ
返スハ敝主側ノ挑戰ナリトシテ別記(一)ノ如キ要求書ヲ提出即
答ヲ求メタルニ敝主ハ即答ヲ避ケ翌十三日午後三時回答ヲ約
シ今九時三十分退去セリ

十三日午後三時三十分ヨリ前日今探會見敝主ヨリ「漸ク二百
円丈調達シタルモモト困難ナリ」ト回答シ更ニ「今後ノ経
營ニ休キ石川氏ノ名義人トシテ諸君ノ共同經營トシテハ如何」
ト提案シ其ノ方針等ニ付キ説明種々論議折衝シタルモ何等變
ル所ナク二百円ノ授受ヲ了シ明后十五日午後二時再會見ヲ約
シ退去セリ

六、從業員側

以上ノ如ク從業員側ハ十二日ヨリ罷業ニ入り敝内樂座ニ籠城

シ爭議團ノ編成ヲ為シ

團長 大野弦月 (説明)

會計 栗山照美 (令)

書記 白石泉之 (樂士)

炊事係 松岡シゲ (女給)

等ニ決定シ極メテ強硬ナル態度ヲ示シツ、アルカ彼等ハ目下
對外的行動ナク未拂給料ノ獲得ニ全クシ集注シ居ル模様ナリ
尚從業員側ハ組合側ノ應接ヲ得テ敝主ヲシテ再ニ起ツ能ハサ
ル様社會的ニ没落マシムハク策動シ居ル模様アリ所轄署ニ於
テ注意アリ

七、敝主側

敝主側ニ於テハ全ク金融硬塞シテ未拂給料ノ支拂ニ窮シ居リ
尚毎月三百円内外ノ欠損ヲ見ツ、アル以上寧ろ此際ヲ断念ス
ル方得策ナリト考ヘ居ル模様ナリ